

くらしの安心情報

情報ファイル NO. 177

平成 29 年 4 月 10 日

スマホに身に覚えのない有料動画サイトの未払料金を請求するショートメールが届いた。「連絡がない場合、法的措置へ移行する。」などと書いてあり不安だ…。

◆相談内容◆

【相談者 40代 女性】

スマホに「有料動画サイトの利用料金が未納のため、本日中に連絡いただけない場合は身辺調査及び法的措置へ移行します。」などと書かれたショートメールが届きました。

有料動画を閲覧した覚えはありませんが、スマホの誤操作で閲覧したことになったのかもしれない。今後、どのように対処すべきでしょうか。

●対処方法●

ヤフー、DMM等の実在の事業者をかたり、利用した覚えのない有料動画サイトの未払料金をショートメールで請求されたという相談が増えています。

「有料動画の未払料金を支払わなければ裁判を起す。」などと警告するショートメールを送り付け、消費者から電話させたうえ、金銭を支払わせる架空請求であり、典型的な詐欺の手口です。

- ・ 相談者には、この手口について説明し、そもそもサイト事業者との契約が有効に成立しているとはいえないので、料金請求に応じず、業者に連絡をとらないよう助言しました。
- ・ 業者に連絡してしまい、コンビニでプリペイドカード(電子マネー)を購入し、カード番号を連絡するよう要求されても、購入したり番号を教えたりすること等は絶対にしないようにしましょう。要求に一度でも応じてしまうと、それ以降も金銭の支払を請求されるおそれがあります。
- ・ 万一、トラブルにあつたら、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は… TEL: 076-432-9233 (消費生活相談) FAX: 076-431-2631
076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766-25-2890